

焼津市納税通知書用封筒有料広告掲載に関する運用基準

第1 趣旨

この運用基準は、焼津市広告掲載要綱(平成21年焼津市告示第24号。以下「要綱」という。)第11条により、焼津市が発行する市・県民税(普通徴収用)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税に係る納税通知書用封筒(以下「封筒」という。)に有料広告(以下「広告」という。)を掲載するために必要な事項を定めるものとする。

第2 広告の規格及び位置

- (1) 広告枠の大きさは、縦5.5cm×横7cmの長方形とし、位置は、封筒裏面に2枠掲載するものとする。
- (2) 表示の色は単色とする。
- (3) 広告には、広告主の名称及び連絡先を表示しなければならない。
- (4) 広告を掲載するに当たり、焼津市は市の新たな財源を確保するための取組みであることを周知するため、次の文章を表示する。

この広告は、焼津市の行財政改革の一環として掲載しているものです。広告収入は、封筒制作費の一部に充てられます。(広告内容に関するご質問は、広告に記載された連絡先に直接お問合せください。)

第3 掲載の範囲等

要綱第3条各号に掲げるもののほか封筒に掲載する広告は、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 貸金業の規制に関する法律(昭和58年法律第32号)により登録を受けた貸金業者
- (2) 「たばこ」に関連する広告及び事業者
- (3) 「商品先物取引」に関する広告及び事業者
- (4) 賭博に関連する広告及び事業者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設及び事業者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中の事業者
- (7) 法令等に違反している事業者
- (8) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 土地・建物等の不動産に係る収益事業を営む事業者
- (10) 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に係る事業を行う事業者
- (11) 市税を滞納している者

第4 封筒の作成枚数及び広告掲載期間

- (1) 広告を掲載する封筒は、平成24年度中の次に掲げる種類のものとし、作成枚数は122,000枚とする。
 - ア 市・県民税納税通知書用封筒(普通徴収用)
 - イ 固定資産税・都市計画税納税通知書用封筒
 - ウ 軽自動車税納税通知書用封筒(直接納付用)
 - エ 国民健康保険税納税通知書用封筒
- (2) 広告の掲載期間

広告の掲載期間については、当初課税分及び変更通知書が出る場合に使用するが、当初に作成した封筒(122,000枚)を使用しきった場合において、新たに

作成する封筒には、広告は掲載しないものとし、また作成した封筒をすべて使用しきれない場合もある。

第5 広告掲載料

広告の掲載料 1 枠につき 80,000 円

第6 その他の事項

- (1) 広告の掲載を希望する者は、焼津市有料広告掲載申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する期間内に申し込まなければならない。
 - ア 掲載する広告の内容を写しか原稿
 - イ 同意書（市税及び国民健康保険税納付状況調査書）（第2号様式）
- (2) 広告の掲載の決定については焼津市有料広告掲載決定通知書（第3号様式）にて申込みをしたものに通知するものとする。
- (3) その他不明な事項については、その都度焼津市と協議して決定するものとする。